

小山工業高等専門学校学業に関する取扱要項

制 定 昭和51年1月27日

最終改正 令和4年3月9日

- 第1条 学生の成績は、定期試験ごとに保護者等に対して通知する。
- 第2条 定期試験及び中間試験の期日、時間割等は、教務係が1週間前までに学生に対して告示する。
- 第3条 不合格単位を有し進級した者に対して、前学年における不合格科目について補講等による指導も含め再評価を行う。
- 第4条 再試験は学年末までに行う。
- 第5条 原学年に留められた者に対しては、特定の科目の再履修を免除することがある。
- 第6条 第4学年に留められた者は、担当教員の許可を得て、第5学年の授業科目を履修することができる。その履修科目の単位は第5学年における修得単位として扱う。
- 第7条 遅刻及び早退は、3回をもって欠課1時間とみなす。
- 第8条 第1学年から第3学年で公式競技大会、公式行事、校長が認めた行事等に参加するために授業を欠課等する学生は、事前に欠席届を提出することで公欠扱いとする。
- 第9条 小山工業高等専門学校学業成績の評価並びに学年課程修了及び卒業の認定に関する規則第3条第3項に定める校長が特に認めた事由とは、大学編入試験及び学校推薦による就職試験の受験並びに国立高等専門学校機構が主催・共催のコンテスト及びこれに準ずる行事への参加とする。
- 第10条 交通機関の不通、自然災害、あるいは教員の都合等により、授業科目の授業時間数が規定で定めた時間に満たない場合は、補講を実施する。

附 則

この要項は、昭和51年1月27日から施行する。

附 則

この要項は、昭和55年12月13日から施行し、昭和55年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、この要項の施行日以降第1学年に入学する者から適用する。
- 3 この要項の施行日に第2学年以上に在籍している者の適用については、旧要項は、なおその効力を有する。ただし、学年課程の修了を認められず原学年にとどまるこ

とになった者で第2項の学年に在籍することになった者については、この要項を適用する。

附 則

この要項は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成14年4月26日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項は、この要項の施行日以降第1学年に入学する者に係る認定から適用する。
- 3 この要項の施行日に入学し在籍している者に係る認定の適用については、旧要項は、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前に入学した者において、第5項の規定は「不合格単位を有志進級した者及び進級後原級に留め置かれた者に対して、本人の願書により担当教員が許可した場合には、前学年における不合格科目について補講等による指導も含め再評価を行うことがある。ただし、3分の1を超えて欠課した科目の再評価は認めない。」に読み替える。
- 3 平成20年度以前に入学した者において、第6項の規定は、通年の科目及び後期修了科目については学年末に、前期修了科目については前期末に、60点未満の科目がある者に対して、担当教員の指導により再試験を行うことがある。」に読み替える。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。